

● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
公園南団地 3-3 （築31年）	田沢湖生保内字武蔵野 105-895	2LDK	3階建 3階	21,100円から （所得額による）	駐車場あり （駐車料金なし）
神代団地 C （築30年）	田沢湖卒田字白旗 73-8	2LDK	2階建	14,500円から （所得額による）	駐車場あり （駐車料金なし）

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります（抽選日から10日以内）。
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式（FF式等）または電気ストーブを使用。
※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間／8月1日（火）～14日（月）
- 入居資格／次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること
- ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること（婚姻の予約者を含む）
- ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない方。
- ④ 市税を滞納していない方。
- ⑤ 暴力団員でないこと。
- ※ 単身入居の場合は条件がありますのでお問い合わせください（昭和32年4月1日以前に生まれた方は申込可能等）。
- ※ 市外在住の方でも入居可能です。
- 申込方法／申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください（当日必着）。
- 提出先・申込書設置場所／建設課（西木庁舎）、田沢湖・角館地域センター
- 添付書類／
 - ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの 各1通（学生は除く）
 - ② 入居希望者全員の平成29年度市県民税課税証明書 各1通（所得・控除・年税額の記載のあるもの）
 - ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1

市 営住宅の 入居者を募集します

【問合せ】建設課 管理係
（西木庁舎） ☎（43）22295

平 成29年度仙北市職員（社会人経験者） 採用試験のお知らせ

【問合せ】総務課 職員係（田沢湖庁舎） ☎（43）11111

- 試験区分／【社会人経験者】
- ▼ 職務内容／一般行政事務
- ▼ 採用人数／若干名
- ▼ 受験資格／昭和42年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等（公務員経験を含む）で5年以上の職務経験がある方。
- ※ 職務経験における注意点
- 職務経験には、会社員、公務員、自営業者等として、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。また、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する青年海外協力隊または日系社会青年ボランティアとして、1年以上継続して活動した期間（派遣前研修期間を含む）を職務経験に含めることができます。
- 同時に複数の職務に従事した場合、通算する期間は、いずれか一方の職歴に限りません。
- 【社会人経験者採用で求める人材（例）】
- ▼ 英語等の語学力を生かした職務経験がある
- ▼ 建築関係の資格を生かした職務経験がある
- ▼ 司書として図書館勤務の経験がある
- ▼ ICTの知識や経験を活かした職務経験がある
- ▼ 地方公共団体の職員として、行政運営の経験がある
- ▼ 民間企業等において自身のスキルを活かし、高い業績を上げた など
- 《イターン・ウターン希望者歓迎》
- 第1次試験／
 - ▼ 試験種目／書類審査
 - ▼ 内容／エントリーシート
- 第2次試験／第1次試験合格者に通知します。
- 申込用紙の請求／申込用紙・受験案内は、8月10日（木）から、田沢湖庁舎は総務課、角館庁舎・西木庁舎は地域センターで交付しています。郵便請求の場合は、封筒の表に「職員（社会人経験者）採用試験 申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して140円切手を貼った返信用封筒（角型2号サイズ）を必ず同封して、総務課職員係へ郵送してください。なお、普通郵便の事故および電子メールによる請求には対応できません。
- 申込手続／申込書・自己紹介書・エントリーシートには所要事項を全て記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、総務課職員係あてに提出してください（郵送可）。なお、角館・西木地域センターでは、受付しません。
- 申込受付期間／8月17日（木）～10月25日（水）（土曜日・日曜日・祝日を除く、8時30分～17時15分）
- 郵送の場合は、10月25日必着に限りません。
- 申込先／
 - 仙北市総務部総務課職員係
〒014-1298
 - 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

仙 北市次世代定住支援事業補助金（新築住宅取得） 改正のお知らせ

【問合せ】地方創生・総合戦略室（田沢湖庁舎） ☎（43）3315

- 次世代定住支援事業補助金の対象住宅を拡大しました。今回の改正により、**平成28年10月以降の着工日で平成29年度中に住宅が完成する場合も補助対象となります。**該当する方は、地方創生・総合戦略室へお問い合わせください。
- 補助金の交付対象者／市内に定住する意志を持って平成28年4月1日以降に契約し、次の要件を満たす方。
- ▼ 45歳以下の夫婦または子育て世帯で、定住世帯または移住世帯に属する方。
- ▼ 新築住宅または建売住宅に必要な経費を全額負担して取得する方。
- ▼ 世帯に属する方に市区町村税等の滞納がないこと。
- 交付対象住宅／補助対象となる住宅は、市内に建築する住宅で、申請年度内に工事が完了、所有権の保存または移転の登記が完了したもの。ただし、住宅の建設工事が複数年に渡る場合は、**工事着工前に実施計画書を提出し、完成年度に交付申請書を提出すること。**

● 補助金の額

補助の種類	補助金額等	補助限度額
定住世帯	1世帯 40万円	
移住世帯	1世帯 60万円	
子育て加算	1人につき 10万円	1世帯20万円
市内施工業者加算	10万円	

● 申請の流れ

- 年度内に建築工事が完了する場合
- ① 【申請者】工事中工前に「補助金交付申請書」を提出 → 【市】「交付決定通知書」または「交付不決定通知書」を送付
- ② 【申請者】住宅が完成し、登記の移転完了後「補助金実績報告書」を提出 → 【市】「補助金交付額確定通知書」を送付
- ③ 【申請者】「補助金請求書」を提出 → 【市】請求書により支払い手続き
- 複数年度に渡って建築工事をする場合
- ① 【申請者】工事中工前に「実施計画書」を提出
- ② 【申請者】**工事完成年度に**「補助金交付申請書」を提出 → 【市】「交付決定通知書」または「交付不決定通知書」を送付
- ③ 【申請者】住宅が完成し、登記の移転完了後「補助金実績報告書」を提出 → 【市】補助金交付額確定通知書を送付
- ④ 【申請者】「補助金請求書」を提出 → 【市】請求書により支払い手続き

家 屋調査に ご協力ください

【問合せ】税務課 固定資産税係
（田沢湖庁舎） ☎（43）11117

- 新（増）築した建物について、税務課による「家屋調査（訪問調査）」を実施しています。これは固定資産税課税の基礎となる課税標準額算定のために実施するものです。
- 平成29年1月2日以降に建物を新（増）築された方や、平成29年1月1日以前に建設した建物でまだ調査を受けていない家屋を所有されている方は、税務課までご連絡をお願いします。
- 家屋調査時に必要なもの／
 - 間取り図（建築確認申請に添付した平面図など）
 - ※ 調査は、一般的な家屋の場合で1時間程度です。
 - 建物を取り壊しされた方／
 - 早めに税務課、各地域センター・出張所窓口へ「建物滅失届」を提出してください。
 - ※ 用紙等は各窓口のほか、仙北市ホームページからもダウンロードできます
- 未調査家屋等について／
 - 建物に貼られている家屋調査済証のシールが確認できない場合は、お伺いして事情をお聞きする場合があります。その結果、未調査家屋の場合は改めて調査させていただきます。
 - 家屋調査日程／
 - 7月から11月の期間中、土・日・祝日を除く9時から16時の時間で受け付けています。
 - ※ 受付期間はあくまで目安です。前記以外の期間で都合がよろしい日時がありましたらご相談ください。



- 通（省略事項のないもの・婚姻予定者等は各1通）
- ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書 1通
- ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本 1通（単身であることが確認できるもの）
- ⑥ その他特別な事由の書類
- ※ いずれも市役所窓口で発行されます
- 入居時期／8月28日（月）
- 選考方法／応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選（申込によるくじ引き）を行います。
- ▼ 抽選日時／8月21日（月）14時
- ▼ 抽選場所／西木総合開発センター2階 農林研修室（西木庁舎）

障がいがある方へ 支援制度のお知らせ

- ◆ 特別障害者手当・障害児福祉手当について
- 【問合せ】社会福祉課 障がい福祉係（西木庁舎） ☎（43）2288
- ◆ 特別児童扶養手当について
- 【問合せ】子育て推進課 家庭援護係（西木庁舎） ☎（43）2280

特別障害者手当

20歳以上で精神（知的を含む）または身体に著しく重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

▼支給額／月額 2万6810円

障害児福祉手当

20歳未満で精神（知的を含む）または身体に重度の障がいがあり、日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とするお子さんを対象に支給されます。

▼支給額／月額 1万4580円

特別児童扶養手当

20歳未満で精神（知的を含む）または身体に中度以上の障がいがあるお子さんを扶養している父、もしくは母、または養育者を対象として支給されます。

▼支給額／◎1級（重度障がい児）：月額 5万1450円 ◎2級（中度障がい児）：月額 3万4270円

●申請手続き／支給要件に該当する方は、所定の診断書等が必要になりますので、問合せ先に確認のうえ、



請求の手続きをしてください。認定を受けることにより、請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

※これらの手当は身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障がいがある方は対象となります。ただし、障がいのある方が施設などに入所している場合や、障がいを理由として公的年金を受けることができる場合は対象になりません。

●所得制限／請求者、同居の扶養義務者について所得制限がありますので、問合せ先に確認してください。

ひとり親家庭等 自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金のお知らせ

【問合せ】子育て推進課 家庭援護係（西木庁舎） ☎（43）2280

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭（20歳未満の子どもを扶養している世帯）の親の自主的なスキルアップを支援するもので、教育訓練講座の受講料に対する給付金です。ご希望の方は、必ず受講前に子育て推進課に相談してください。事前相談をせずに受講した場合は、原則として給付金は支給されません。

●対象者／次のすべての条件を満たしている方が対象となります。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準にあること。
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること。
- ③ 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けていないこと。

●対象となる講座／

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座（『厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧』をご覧ください。一覧はお近くのハローワーク、または厚生労働省のホームページをご覧ください。）
- ② 市長が地域の実情に応じて指定した講座
- 支給額／
- ① 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方：対象講座受講料の6割相当額

※上限額20万円、ただし6割相当額が1万2千円を超えない場合は支給されません。

② 雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方：①の額から雇用保険制度から支給される一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額と併せて①と同額が支給されます。雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」の提出が必要です。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親で就職する際に有利な資格取得のために養成機関で修業している方等に対して支給する給付金です。ご希望の方は、子育て推進課に相談してください。

●対象者／次のすべての条件を満たしている方が対象となります。

- ① 児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準にあること。
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められること。
- ④ 過去に高等職業訓練促進給付金の

ひとり親家庭に関する 支援制度のお知らせ

【問合せ】子育て推進課 家庭援護係（西木庁舎） ☎（43）2280

ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の親に対し、就業に関する相談や技能習得のための講習会の実施、就業情報の提供等のサービス（就業支援バンク）を行っています。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉の向上を図るために、各種資金の貸付を行っています。貸付審査があります。

児童扶養手当

次のいずれかに該当する児童（18歳に到達して最初の3月31日まで。中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を扶養している方に支給される手当です。

平成26年12月より、公的年金を受給されている方でも、年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

児童扶養手当を受給するために、子育て推進課への申請が必要です。



※この他の支給要件もあります。詳しくは、市にご相談ください。

このほかに

もさまざまな支援制度がありますので、お気軽にお問い合わせください。各種相談もお受けしています。

戦没者等の 「遺族の皆さまへ」

【問合せ】社会福祉課 福祉政策係（西木庁舎） ☎（43）2288

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

●請求期限／平成30年4月2日（月）

●支給対象となる方／平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、次の順番で順位が先になる「遺族1人」に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時の「遺族」

- ① 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方。
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④ 右記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

●支給内容／国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
▼額面 25万円（5年償還）